

義務教育費国庫負担制度の堅持と教育予算の拡充を求める意見書

子供たちに豊かな教育を保障することは、社会の基盤づくりにとってきわめて重要なことです。しかし義務教育費国庫負担金の負担割合が平成 18 年度より 2 分の 1 から 3 分の 1 に縮小されたことや地方交付税削減の影響、厳しい地方財政の状況などから、自治体において教育予算を確保することは困難となっています。このまま推移すれば、各地で進められてきた少人数学級の維持・拡大にも支障を来すおそれがあります。

一方、就学援助受給者の増大にあらわれているように、低所得者層の拡大・固定化が進んでおり、家計の所得の違いが教育格差につながってきています。自治体の財政力や保護者の所得の違いによって、子供たちが受ける「教育水準」に格差があってはなりません。

平成 22 年度の予算編成に当たっては、義務教育費国庫負担率を 2 分の 1 に還元することを含め義務教育費国庫負担制度を堅持し、学校施設整備費、旅費・教材費、就学援助・奨学金、学校・通学路の安全対策費等の教育予算の充実のため、地方交付税を含む国の予算を拡充することを要望いたします。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出いたします。

平成 21 年 10 月 2 日

名取市議会議長 佐藤 賢 祐

内閣総理大臣 殿
財 務 大 臣 殿
文部科学大臣 殿
総 務 大 臣 殿
衆 議 院 議 長 殿
参 議 院 議 長 殿